

令和7年度グリーン購入法に係る 特定調達品目の検討方針等（案）

1. 令和6年度基本方針見直しの概要
2. 令和7年度における検討方針等（案）
3. 特定調達品目検討スケジュール（案）

令和7年7月23日

1. 令和6年度基本方針見直しの概要

2. 令和7年度における検討方針等（案）

2.1 重点検討事項

- ① 2段階の判断の基準の活用に係る検討
- ② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討
- ③ プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討等

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

- ① 地方公共団体におけるグリーン購入の取組拡大に向けた対応
- ② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応
- ③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

1. 令和6年度基本方針見直しの概要

- GX製品等の環境価値が市場で適正に評価される仕組み・環境づくりを推進するため、グリーン購入法基本方針を変更閣議決定（令和7年1月28日）し、公共調達の分野から需要拡大に貢献

2段階の判断の基準の定義を見直し

- GX製品をはじめとした環境負荷低減が見込まれる先端的な製品・サービスを、より高い環境性能に基づく基準に位置付けられるように2段階の判断の基準の定義を明確化

※ 調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達



より高い環境性能
に基づく基準※

基準値1

最低限満たすべき基準

基準値2

グリーン購入法の
判断の基準

従来の調達

特に環境負荷低減を
考慮しない従来の調達

共通の判断の基準を新たに設定

- 従来の個別品目毎の基準に加え、新たに分野横断となる共通の判断の基準を設け、昨年度は「グリーンスチール」をより高い環境性能に基づく基準として設定

対象	より高い環境性能に基づく基準の要件等
原材料に鉄鋼が使用された物品 ^{注1注2}	○ 原材料に鉄鋼が使用された物品の要件（AND要件） ✓ 削減実績量^{注3}が付された鉄鋼であること ✓ 当該物品に使用されている鉄鋼のカーボンフットプリントが算定・開示されていること

注1：原材料に鉄鋼が使用された物品には役務分野及び公共工事分野の品目は対象に含まれない

注2：グリーン購入法では上記を満たす鉄鋼を「グリーンスチール」として取り扱う

注3：今回、一般社団法人日本鉄鋼連盟のガイドラインに従うものを採用しているが、日本LCA学会における議論を踏まえ、削減実績量に関するガイドラインが新たに策定された際は、再度検討することとしている

2.1 重点検討事項

① 2段階の判断の基準の活用に係る検討

○ 先端的な環境物品等の初期需要創出への貢献

- ✓ 2段階基準（基準値1）を活用した品目・判断の基準の設定
 - 脱炭素社会（ネット・ゼロ、GX推進）、循環型社会（循環経済）及び自然共生型社会（ネイチャーポジティブ）等の実現に寄与する項目を積極的に選択
 - 再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充等によるインセンティブの付与を通じ、普及が困難なリサイクル製品等の初期需要創出に貢献

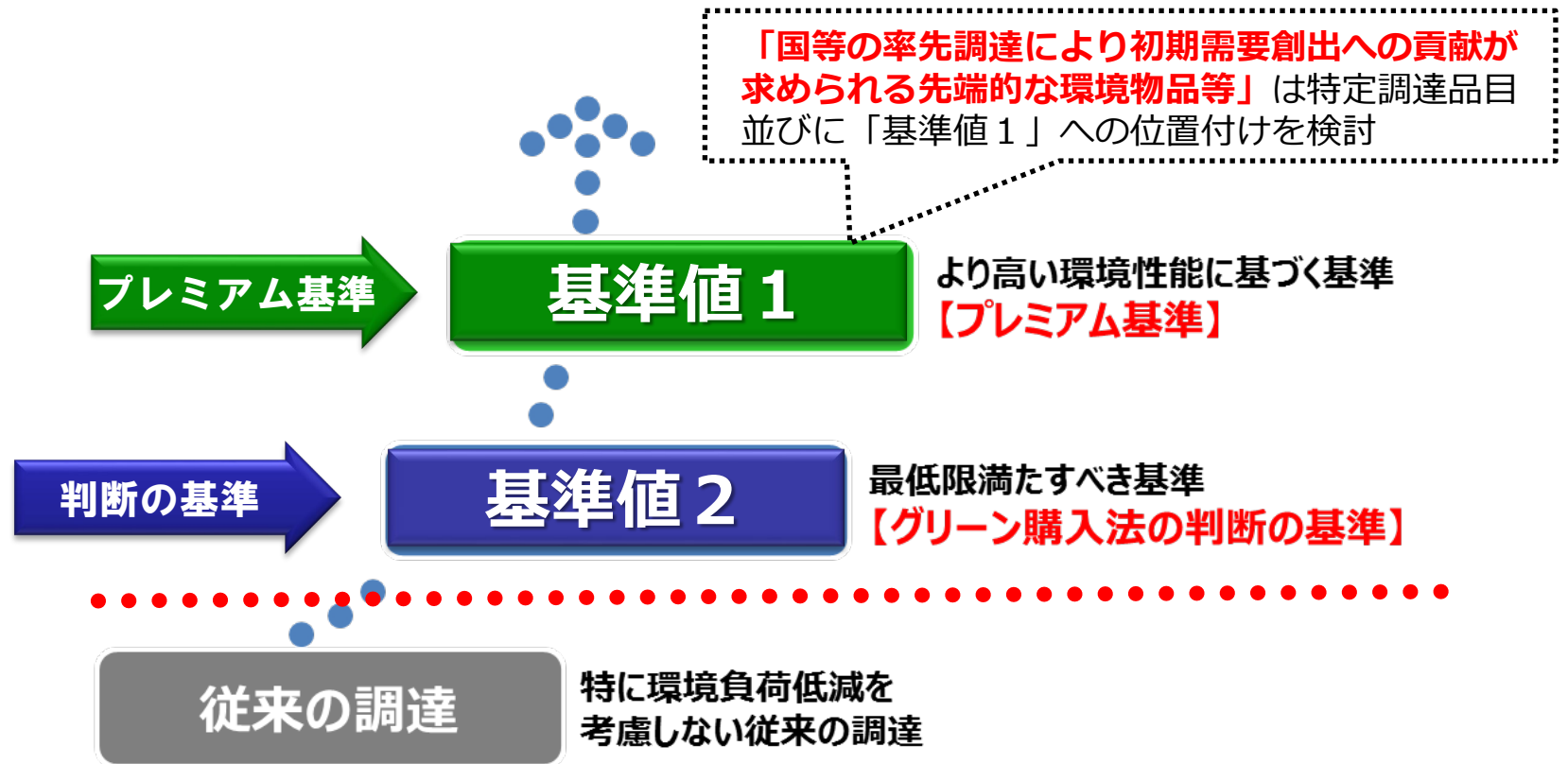
○ 基準値1（より高い環境性能に基づく基準）による率先調達

- ✓ 各機関の調達方針において基準値1及び基準値2それぞれについて定量的な調達目標を設定するとともに、基準値1による調達目標を高く設定するよう促すとともに、フォローアップを実施
 - レピュテーション効果が発揮される比較・公表の方法について検討
 - 2段階の判断の基準による調達目標の設定状況、調達実績を確認し、当該品目に係る基準等の見直しに適切に反映
 - 2段階の判断の基準の調達者等への理解の促進

○ 中長期的なあり方及び基本方針への反映方策の検討

- ✓ 2050年カーボンニュートラル、循環経済等の各種目標に向けて、地球温暖化対策計画、循環基本計画、政府実行計画等の関連計画と整合する形で、グリーン購入法の中長期的なあり方について検討するとともに、可能な事項から反映

【参考】2段階の判断の基準の考え方



- 基準値 1 の位置付け明確化・運用改善を図るため、以下の内容を基本方針へ位置付け
- 見直しに当たっては「基準値 1」が常に市場を牽引できるようにより高い環境性能を示す基準とするとともに、併せて「基準値 2」の水準の引き上げ **（全体のレベルアップ）**
 - 各機関は「基準値 1」及び「基準値 2」の定量的な調達目標を設定し、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り「基準値 1」を調達 **（基準値 1 の調達推進）**
 - 国（環境省）は各機関の調達方針及び調達実績をとりまとめ、必要に応じ、「基準値 1」及び「基準値 2」による調達の取組状況を比較して公表 **（フォローアップ）**

2.1 重点検討事項

② 分野横断的な判断の基準等の設定に係る検討

○ 分野横断的又は分野共通の判断の基準等の検討

- ✓ 分野横断的又は分野共通の判断の基準等の設定・拡充等に係る検討
 - 鉄鋼については、削減実績量に係る日本LCA学会における議論を受けて検討
 - その他の事項についても、2段階の判断の基準の活用の可能性を含めて検討

○ カーボンフットプリント等に係る取組の促進

- ✓ 基準値1としての個別品目への設定に加え、分野横断的な対応も検討
 - 「カーボンフットプリント ガイドライン」に整合した算定ルール策定に向けた業界団体等の取組の進展等を踏まえつつ、個別品目への2段階の判断の基準の設定及び分野横断的な共通の配慮事項※としての設定可能性を検討

※ エコマーク認定基準において令和7年4月より定量的環境情報（CFP、LCA）を配慮事項へ追加

○ マスバランス方式を用いたプラスチック使用製品、化石燃料代替製品等に係る検討

- ✓ 令和6年9月に公表された「プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方」を踏まえ継続的に検討
- ✓ 本年度の提案募集における新規品目や判断の基準等の見直しの提案と併せて検討

○ モノの所有からサービスの活用への検討

- ✓ 調達総量の削減等を図るため、リユースやシェアリング等の活用について判断の基準等の見直しと併せて検討

【参考】CFP等の判断の基準等への設定状況

カーボンフットプリント又はカーボン・オフセットに係る判断の基準等の設定品目一覧

分野又は品目	カーボンフットプリント	カーボン・オフセット	閣議決定年月 ^{注3}
文具類（全85品目）	配慮事項	—	令和5年2月
オフィス家具等（全12品目）	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	基準値 1	配慮事項	令和5年2月
プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ	配慮事項	—	令和7年1月
プロジェクタ	配慮事項	—	令和5年12月
シュレッダー	配慮事項	—	令和5年12月
一次電池又は小形充電形電池	配慮事項	—	令和7年1月
携帯電話、PHS、スマートフォン	配慮事項	—	令和7年1月
テレビジョン受信機	配慮事項	—	令和5年2月
電気便座	配慮事項	—	令和5年2月
電子レンジ	配慮事項	—	令和7年1月
ストーブ	配慮事項	—	令和7年1月
温水器等（全4品目）	配慮事項	—	令和5年12月
LED照明器具、電球形LEDランプ	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
LEDを光源とした内照式表示灯	配慮事項	配慮事項	令和5年12月
消火器	配慮事項	—	令和5年2月
金属製ブラインド	配慮事項	—	令和7年1月
タイルカーペット	基準値 1	配慮事項	令和5年2月
ニードルパンチカーペット、タフテッドカーペット、織じゅうたん	配慮事項	配慮事項	令和5年2月
印刷 ^{注2}	基準値 1	基準値 1	令和7年1月
プラスチック製ごみ袋	配慮事項	—	令和7年1月

注1：共通の判断の基準の「原材料に鉄鋼が使用された物品」は当該物品に使用している鉄鋼のCFPの算定・開示が必要

注2：印刷については基準値1としてCFPの算定・開示された印刷物又はカーボン・オフセットされた印刷物を設定（OR要件）

注3：閣議決定の年月はCFP又はカーボン・オフセットを新たに判断の基準等に設定した時期

プラスチック資源循環におけるマスバランス方式の活用に関する基本的な考え方

令和6年9月 環境省

バイオプラスチックや再生プラスチックの利用をマスバランス方式を用いて行う場合には、実際の利用と比べて環境価値が一見して分かりにくい等の特性があるため、以下の3要素を満たすことが必要。

① 環境効果の把握

マスバランス方式を採用する前提として、そもそもバイオプラスチックや再生プラスチックを利用することによる**環境負荷低減の効果（環境価値）**を、LCA等の専門家とも相談しながら**適切に把握**すること。



② 環境価値の適正な管理

サプライチェーン上の環境価値のインプット・アウトプットを、必要に応じてサードパーティによる評価・認証も活用しながら、**適正に管理**すること。



③ 適切な表示・コミュニケーション

①環境効果の把握及び②環境価値の適正な管理を基に、**ユーザーや消費者が環境価値を正しく理解**するため、必要に応じてサードパーティとも相談しながら、製品特性に応じた**適切な表示・コミュニケーション**を行うこと。

2.1 重点検討事項

③ プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品に係る検討等

- ◆ プラスチック資源循環法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）は、同法第10条に基づき、**グリーン購入法において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することが必要**
- ✓ 令和7年3月18日から4つの製品分野に関する設計認定基準（案）※についてパブリックコメントが実施（～4月16日）されたところ
 - ※ 清涼飲料用ペットボトル容器、文具（クリアホルダー、クリアファイル、バインダー）、家庭用化粧品容器（シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープのボトル等容器及びフィルム容器）及び家庭用洗剤容器（洗濯用洗剤、柔軟仕上げ剤、住居用洗剤、台所用洗剤のボトル等容器又はフィルム容器）
- ✓ 設計認定基準の策定後、上市が予想される認定プラスチック使用製品への対応を図るため、令和5年度に特定調達品目検討会の下に専門委員会を設置し、認定プラスチック使用製品の調達の推進を促すための配慮について検討を実施
- ◆ **「令和6年度プラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会」**を設置し、**令和7年3月19日に開催**（座長：奥委員）
 - 【議 題】 グリーン購入法における認定プラスチック使用製品の配慮のあり方等について
認定プラスチック使用製品に係る判断の基準等の見直しについて
検討スケジュール

プラスチック資源循環法に基づくプラスチック使用製品の設計認定プロセス

プラスチック使用製品設計指針

令和4年1月19日告示

業界団体等

製品分野ごとの設計ガイドライン等の策定

製品分野ごとの設計認定基準の策定 設計認定基準WG（令和6年10月28日）

設計認定を受けるに当たって適合すべき
事項の検討

業界団体、経済産業省
事業所管省庁

「設計認定基準WG」での設計認定基
準の策定

経済産業省
事業所管省庁

プラスチック使用製品の設計認定

プラスチック使用製品の申請

プラスチック使用製品製
造事業者等

審査・設計認定（認定プラスチック使用
製品への認定番号付与等）

経済産業省
事業所管省庁

設計認定基準案が示されたことから、

- 専門委員会においてグリーン購入法における配慮のあり方について検討
- 設計認定基準案を踏まえ、対象品目及び判断の基準等について検討。令和7年度の基本方針改定に向けた端緒

グリーン購入法基本方針の改定

特定調達品目検討会

認定プラスチック使用製品の調達
に関する専門委員会
（令和7年3月19日開催）

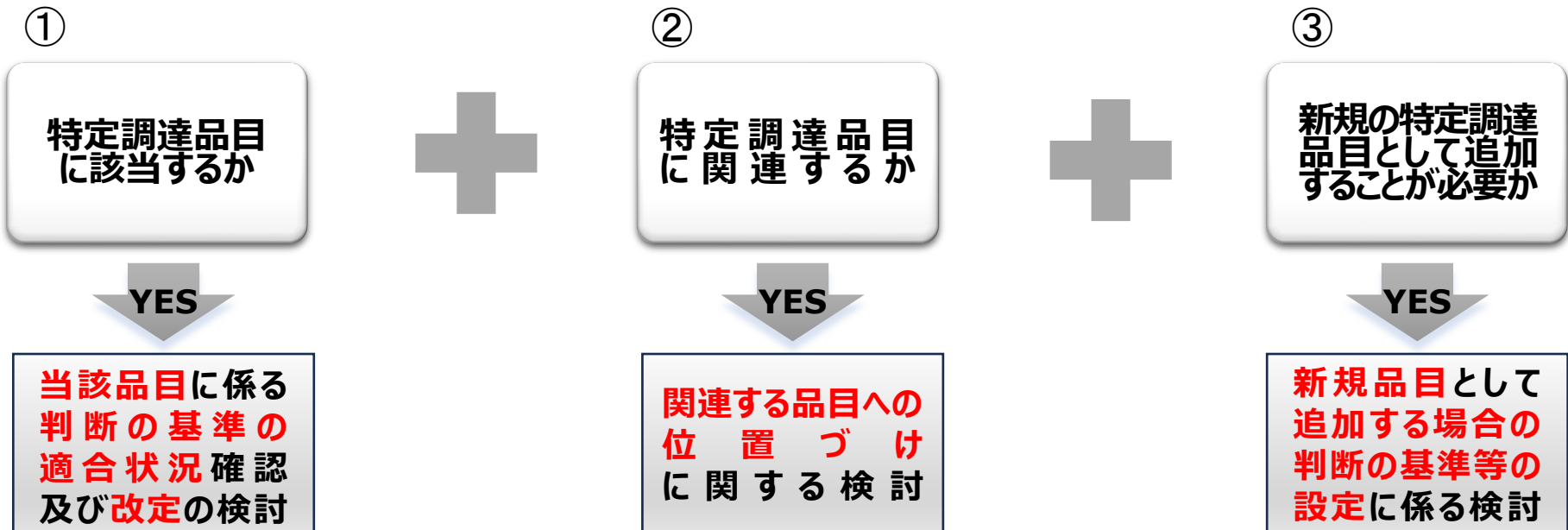
プラスチック資源循環法
第10条第1項

認定プラスチック使用製品の配慮の検討

○ 認定プラスチック使用製品のグリーン購入法における配慮に関する検討は、以下の①～③を行う。

- ① 認定プラスチック使用製品の製品分野が**特定調達品目に該当する場合**は設計認定基準と現行の判断の基準等を比較し、新たな判断の基準の検討・改定
- ② 認定プラスチック使用製品の製品分野が**特定調達品目に関連する場合**は該当する品目への位置づけについて検討
- ③ 認定プラスチック使用製品の製品分野を**新規の特定調達品目として追加する必要性**の検討。
必要な場合は設計認定基準及び類似品目の判断の基準等を基本に当該品目に係る判断の基準等を検討

※①、②、③は独立かつ重なることがある



グリーン購入法における認定プラスチック使用製品の配慮に関する基本的な考え方
(案)について、以下のとおり整理（当該品目に係る個別の判断の基準等の設定を想定）

① 認定プラスチック使用製品の製品分野が特定調達品目に該当する場合

- 当該品目に係る現行の判断の基準等を改定し、2段階の判断の基準の基準値1に認定プラスチック使用製品であることを盛り込む
 - ✓ 当該品目に係る現行の判断の基準の要件をすべて満たしている場合は基準値1とする
 - ※ 他の品目も含む既存の判断の基準と比べ、設計認定基準が低いと認められる部分があった場合は既存の判断の基準をすべて満たすよう基準の設定を行う。
 - ※ プラスチックの代替により異素材に置き換えられる場合、従来製品への配慮が必要（紙製ファイル等）

② 認定プラスチック使用製品の製品分野が特定調達品目に関連する場合

- 関連する特定調達品目へ位置づける可能性を検討し、位置づける場合は2段階の判断の基準の基準値1に認定プラスチック使用製品であることを盛り込む
 - ✓ 当該品目に係る現行の判断の基準の要件をすべて満たしている場合は基準値1とする
 - ※ 他の品目も含む既存の判断の基準と比べ、設計認定基準が低いと認められる部分があった場合は既存の判断の基準をすべて満たすよう基準の設定を行う。

③ 認定プラスチック使用製品の製品分野を新規の特定調達品目として追加することの必要性を検討する場合

- 新規品目として追加の適否を検討し、新規に追加する場合は設計認定基準*及び類似品目に係る判断の基準等を参考として判断の基準等を検討・設定し、2段階の判断の基準の基準値1に認定プラスチック使用製品であることを盛り込む
 - ✓ 新規品目の判断の基準等の検討に当たっては当該品目の特性等を踏まえ、プラスチックに関する評価項目以外の判断の基準等の設定の必要性に関する検討を実施
 - 新規に設定した判断の基準の要件をすべて満たしている場合は基準値1とする
 - ※ 特定調達品目内の他のプラスチック使用製品の判断の基準と比べ、設計認定基準が低いと認められる部分があった場合は判断の基準に合わせる等の基準の設定を行う。

■ 認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会の設置・開催

- ◆ プラスチック資源循環法第8条に基づき主務大臣による設計認定を受けたプラスチック使用製品（認定プラスチック使用製品）は、同法第10条に基づき、グリーン購入法において認定プラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮することが必要とされている
- ◆ 順次、プラスチック使用製品設計指針に基づき製品分野ごとの設計認定基準が策定され、プラスチック使用製品の設計認定が行われることから、製品分野が特定調達品目と一致する場合は当該品目の判断の基準等に照らし、また、特定調達品目と一致しない場合は特定調達品目への追加の可否を含め、認定プラスチック使用製品の調達に関する配慮のあり方に関する検討が必要
- ◆ 特定調達品目検討会の下に設置されたプラスチック資源循環法に基づく認定プラスチック使用製品の調達に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）において具体的な検討を実施することとしている

設計認定基準WG（経済産業省【令和6年10月28日開催】）及びパブリックコメント（令和7年3月18日～4月16日の期間で実施）において4つの製品分野について**設計認定基準案**が示されたところ

➔ 今後、設計認定基準が策定され、認定プラスチック使用製品の上市が予想されることから、**認定プラスチック使用製品の調達の推進を促すための配慮**について検討

設計認定基準案を策定済の製品分野の整理

製品分野等	関連する特定調達品目	検討事項・留意点等
クリアホルダー クリアファイル	文具類共通・ファイル	○ 現行の特定調達品目に一致する製品分野 ○ 当該品目における設計認定基準案及び現行の判断の基準等（文具類共通の基準^{注1}）を比較の上、判断の基準等の見直しを検討 ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討
	役務：小売業務	
バインダー	文具類共通・バインダー	
	役務：小売業務	
清涼飲料用ペットボトル	役務：会議運営	○ 現行の特定調達品目に一致しない製品分野 ○ 関連する特定調達品目への位置づけの検討
	役務：食堂	
	役務：小売業務	
	役務：自動販売機設置	
	災害備蓄用品（飲料水）	
シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、 ハンドソープ（全て家庭用製品） の本体容器又は詰替・付替容器 （ボトル製若しくはフィルム製）	役務：小売業務	
	役務：清掃	
洗濯用洗剤 ^{注2} 、柔軟仕上げ剤、 住居用洗剤 ^{注2} 、台所用洗剤 （全て家庭用製品）の本体容器 又はフィルム製の詰替・付替容器	役務：小売業務	
	役務：清掃	

注1：主要材料がプラスチックの場合の文具類共通の判断の基準は、再生プラスチックがプラスチック重量の**40%以上**又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの。設計認定基準案は文具類共通の基準に比べ、より高い環境性能となっている

注2：洗濯用洗剤のうち粉末状洗剤は対象外。住宅用洗剤のうち酸化剤を主成分とするものや漂白剤は対象外

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

① 地方公共団体等におけるグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

○ 地方公共団体等における取組の収集及び展開

- ✓ グリーン購入法の調達方針を策定しようとする団体が、他団体の調達方針または調達実績集計表等を活用できるよう情報収集及び共有を実施（区域内の市区町村が都道府県の調達方針を使用する等）

○ 地方公共団体等において波及効果が見込まれる物品等の検討

- ✓ 地方公共団体独自の調達方針で個別に調達する品目（地方公共団体が認定するリサイクル認定製品、地産地消につながる製品等）、具体的な環境性能の基準の考え方等に関する情報を収集・集約の上、広く提供

○ グリーン購入の裾野の拡大について

- ✓ 地方公共団体、事業者、国民等に対する適切な情報提供・普及啓発の取組を推進
- ✓ 地方公共団体等に対する特定調達品目以外の品目に関する情報提供の推進。特に学校などの教育現場や公共施設等における環境価値の「見える化」とセットで検討が必要。適切な環境表示については別途検討の場を設ける

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

② 環境ラベルの活用を通じたグリーン購入の裾野の拡大に向けた対応

○ 環境物品等の選択容易性の向上

- ✓ 判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨の併記
令和2年度3品目、令和3年度88品目、令和4年度15品目、
令和5年度2品目、令和6年度7品目と順次拡充（現段階で**115品目**）
- ✓ 令和7年度においては衛生用紙、繊維製品などの見直しを予定。他の品目に係る環境ラベルの活用についても引き続き検討
- ✓ 調達者・消費者の選択容易性の観点から、引き続きエコマークの積極的な活用を進めていくとともに、国際環境ラベル等の有効活用について検討

【参考】環境ラベル（エコマーク）の活用

- 令和6年度（令和7年1月閣議決定）までに判断の基準として環境ラベル（エコマーク）と同等の基準である旨を併記した分野・品目は下表のとおり **115品目**
 - エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること
- 本年度の見直しの検討においても、エコマーク商品類型が特定調達品目に該当する場合は、積極的にエコマーク認定基準の判断の基準への設定（併記）

追加時期	品目数	環境ラベル活用分野又は品目
令和3年2月	3	トナーカートリッジ、インクカートリッジ、プラスチック製ごみ袋
令和4年2月	88	文具類（全85品目）、制服、作業服、清掃
令和5年2月	15	オフィス家具等（全12品目）、電球形LEDランプ、消火器、ベッドフレーム
令和5年12月	2	プロジェクタ、シュレッダー
令和7年1月	7	プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、携帯電話、スマートフォン、備蓄用作業服

2.2 グリーン購入の取組の更なる促進に向けた対応

③ 国による環境物品等に係る情報提供の拡充

環境物品等の調達に関する基本方針（案）【抄】

3. その他環境物品等の調達に関する重要事項

(7) 環境物品等の更なる普及に向けた取組

国は、環境物品等の更なる普及に向け、地方公共団体、事業者及び国民等の理解を深められるように適切な情報提供・普及啓発に取り組むとともに、必要に応じ、地方公共団体等による取組の実態を把握した上で、特定調達品目に位置づけられていない環境物品等について、その選択に寄与する環境性能の考え方を提供するなどの措置を講ずるよう努めることとする。

○ 適切な情報提供・普及啓発

- ✓ 地方公共団体等への前記①に係る情報提供に加え、事業者及び国民等の理解を深められるように情報提供・普及啓発の方法等について検討

○ 調達者へのサポートの拡充

- ✓ 特定調達品目の適否、判断の基準等の要件に関する問い合わせについて、これまでのメール、電話に加え、ポットを有効活用したサポートの仕組みを構築
- ✓ 問い合わせは、特定調達品目を製造・販売する事業者のほか、グリーン購入に取り組む民間事業者にも対応

○ 第5次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月）

- ✓ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品に重点を置き、資源循環に資する製品やプラスチック使用製品設計指針に基づく認定プラスチック使用製品をはじめとした環境配慮設計がなされた製品等を調達するとともに、**2030年度までにグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準の導入、強化、拡充や整理を行うこととし、2024年度から取組を開始することによって、高度なりサイクル製品や循環型社会に資するサービス等を適切に評価していく。**さらに、より高い環境性能を示す基準の積極的な活用等によって、天然資源由来の製品との価格比較で普及が困難なりサイクル製品等の初期需要創出に貢献し、これらの開発・社会実装・普及を支援する。また、エコマーク等の第三者機関による環境ラベルを活用し、一層のグリーン購入の裾野の拡大を図る。

○ 地球温暖化対策計画（令和7年2月）

- ✓ 公共部門が自ら率先してグリーンスチールやグリーンケミカルなどのGX製品を始めとした先端的な環境物品・サービスを調達することは初期需要を創出する上で重要であり、**グリーン購入法の2段階の判断の基準を活用するなどにより、カーボンフットプリントや排出削減量に着目した指標（削減実績量、削減貢献量等）を始めとした評価指標の充実を図り、GX製品等の積極的な調達を進めていく。**
 - **GX2040ビジョン～脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂～（令和7年2月）**において同様の記載
- ✓ カーボン・オフセットを含め、温室効果ガスの排出削減に資する製品を始めとする環境物品等への需要の転換を促すため、グリーン購入法に基づき、国は環境物品等の率先的調達を行う。特に、少数企業しか応札できない、製造コストが高いことなどにより活用が広がっていない又は今後の普及が見込まれる優良な環境製品・技術・サービスについて、国が率先して調達する方針を示すことで、政府として初期需要創出に貢献する。
- ✓ GXの進捗に伴う新たな技術開発や普及の進展により更なる環境負荷低減が見込まれる製品等の需要拡大が課題であり、グリーン購入法の判断の基準の運用に当たって、2段階の判断の基準を設けて、より高い環境性能へのレベルアップを推進してきている。まず、こうした先端的な製品・サービスを、より高い環境性能の基準（基準値1）に適切に位置付け、調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進する方針を示すことで、公共調達の分野でも需要拡大を促進する。

3. 特定調達品目検討スケジュール（案）

- 提案募集 5月2日～6月2日
- ◆ 特定調達品目検討会（第1回） 7月23日
- 提案者、業界団体等ヒアリング・協議等 ～9月下旬
- 2段階基準活用・分野横断的な判断の基準の懇談会（1回程度開催） 9月上中旬
- ◆ 特定調達品目検討会（第2回） 10月下旬
- 各省事前協議 10月下旬～
- パブリックコメント 11月上旬～12月上旬
- ◆ 特定調達品目検討会（第3回） 12月中下旬
- 各省協議 12月下旬～
- 基本方針閣議決定 1月下旬
- 基本方針説明会（6箇所7回+Webinar） 2月中旬～3月中旬